

平成 20 年度財政援助団体監査結果報告書

第 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定による監査

第 2 監査の対象

団 体 社会福祉法人 狛江市社会福祉協議会
所 管 課 福 祉 保 健 部 福祉サービス支援室

第 3 監査の範囲

平成 19 年度及び平成 20 年 4 月 1 日から平成 20 年 11 月 30 日までの事務事業の執行状況

第 4 監査の主眼及び方法

財政援助団体及び所管課における事務について、次の事項を主眼として関係書類を審査し、担当職員からの説明を聴取して実施した。

1 所管課

- (1) 補助金の目的、基準は規則等により明確に定められているか。
- (2) 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。
- (3) 補助金の額の算定、交付手続及び交付時期等は適正か。
- (4) 補助金の効果、執行状況については実績報告書でなされているか、また、その審査は適正か。
- (5) 補助金の交付団体への指導監督は適切に行われているか。

2 財政援助団体

- (1) 補助事業は、目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか。
- (2) 補助金に係る収支の会計処理は適正に行われているか。
- (3) 補助金に係る出納関係帳票の整理、記帳は適正に行われているか、また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適正か。
- (4) 実績報告書と決算に係る計算書類の金額等は符合しているか。

第 5 監査の期間

平成 20 年 12 月 25 日から平成 21 年 3 月 2 日
[監査の実施日 : 平成 21 年 1 月 28 日]

第6 団体の概要

(1) 名称 社会福祉法人 狛江市社会福祉協議会

(2) 設立 昭和49年12月4日

(3) 所在地 狛江市元和泉二丁目35番1号

(4) 目的

社会福祉法人狛江市社会福祉協議会は、狛江市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

(5) 事業内容

社会福祉法第2条の規定による社会福祉事業

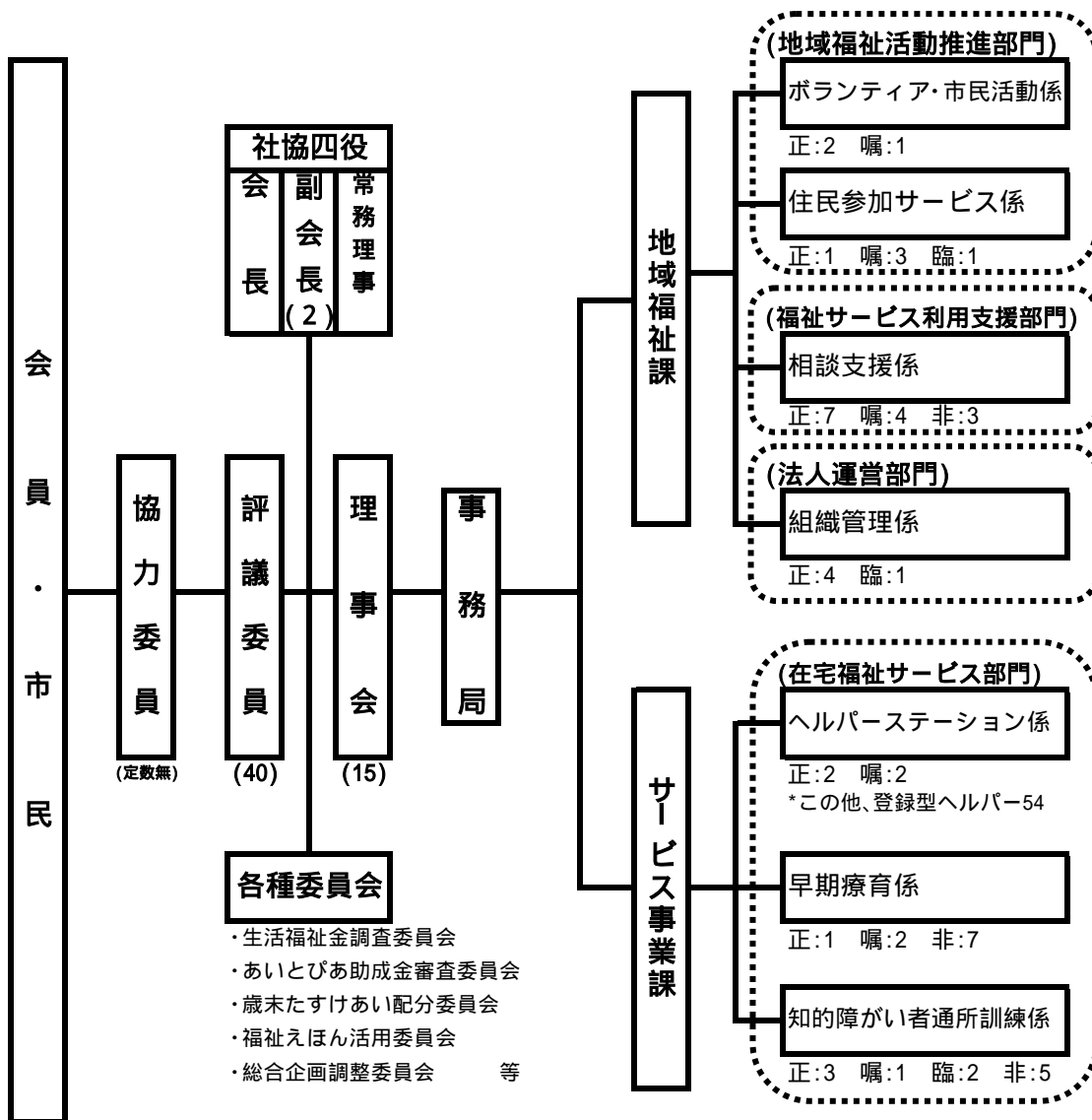
- (ア) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (イ) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (ウ) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (エ) (ア)から(ウ)のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (オ) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- (カ) 共同募金事業への協力
- (キ) 居宅介護等事業の経営
- (ク) 身体障害者居宅生活支援事業
- (ケ) 老人居宅介護等事業の経営
- (コ) 福祉サービス利用援助事業の経営
- (サ) 生活福祉資金貸付等相談事業
- (シ) 障害福祉サービス事業の経営
- (ス) 移動支援事業の経営
- (セ) その他、この法人の目的達成のための必要な事業

社会福祉法第26条の規定による公益事業

- (ア) 居宅介護支援事業
- (イ) 障害者福祉センターの経営
- (ウ) 地域包括支援センターの経営
- (エ) 狛江市障害者就労支援事業

- (6) 役員
- (7) 理事 15人
- (1) 監事 2人
- (7) 組織 (平成20年10月1日現在)
- (7) 役員構成 17名
会長1名・副会長2名・常務理事1名・理事11名・監事2名
- (1) 事務局職員体制 108名
市派遣職員1名・正規職員21名・嘱託職員13名・臨時職員4名
常勤職員15名・この他登録型非常勤ヘルパー54名
- (ウ) 評議員 40名

< 組織図 >



(8) 市との関係

市は、地域福祉の充実を図るため、行政と連携して福祉活動の推進に取り組む社会福祉協議会に対して、運営費等の補助を行う。

(9) 補助金の状況

補助金の交付状況は以下のとおりである

補助対象事業	事業内容	19年度確定額	20年度交付決定額
運営費	法人の組織運営、人事労務管理、財務、募金活動等	27,660,000	48,837,000
在宅福祉サービス	市民ささえあいを目的とする家事援助サービス	22,865,000	22,430,000
ボランティアのまちづくり	ボランティア・市民活動推進のため各種講座の実施や情報提供	8,228,000	8,458,000
福祉教育	幼児から成人までを対象に福祉をテーマにした体験学習の機会を提共	5,236,000	5,726,000
電話訪問サービス	高齢者の居宅安否を確認する電話訪問サービス事業	158,000	148,000
重度知的障害者通所訓練事業	雇用等の社会参加が困難な在宅の重度知的障害者に対する通所による訓練事業	41,071,000	40,943,000

	19年度	20年度
交付申請日	平成19年 4月 2日	平成20年 4月 9日
交付決定日	平成19年 4月 24日	平成20年 4月 23日
第1回支払日	平成19年 5月 2日	平成20年 5月 9日
第2回支払日	平成19年 7月 9日	平成20年 6月 16日
第3回支払日	平成19年 10月 18日	平成20年 10月 17日
第4回支払日	平成20年 1月 30日	平成21年 1月 16日

第7 監査の結果

監査の結果、補助対象事業に係る出納その他の事務について、提出資料、関係帳票類の確認並びに関係職員からの説明聴取による監査を実施したところ、一部に検討を要する事項が認められたが、その他については適正に処理されていた。

粕江市の財政状況を見据えたとき、歳入の増加が見込めない現状であり、歳出削減の努力は不可欠となっている。以下、検討をしていただきたい事項を述べる。

補助金の現算定方法では、補助金額は確実に「増」となるものと見込まれる。

所管課は、今後、他市の状況等も含め、事業の透明性・有効性・効率性を基に粕江市社会福祉協議会事業全体の中で、調整が可能か、検討を継続実施していただきたい。